

主な協議事項

調整方針案

| | | |
|-------------|-------------------------|---|
| 議題4 | 合併の区域及び合併の方式 | 安芸郡海田町を廃し、その区域を広島市に編入するものとする。 |
| 議題5 | 合併の期日 | 合併の期日は、平成16年4月1日とする。 |
| 議題6 | 行政区 | 安芸郡海田町の区域は、安芸区に属するものとする。 |
| 議題7 | 町の区域及び名称の取扱い | (1) 海田町の現行の町の区域をもって、合併後の町の区域とする。 また、海田市及び東海田の区域をもって新たに町の区域を設ける。 (2) 海田町の現行の町の名称の全てに「海田」の冠称を付す。 また、海田市及び東海田を区域とする町の名称は、海田町（かいたちょう）とする。 |
| 議題8 | 慣行の取扱い | 町章、シンボルマーク、町の花、町の木、町民憲章及び宣言は、広島市の制度に統一するものとする。 |
| 議題9 | 財産及び公の施設の取扱い | (1) 海田町の財産は、すべて広島市に引き継ぐものとする。 (2) 海田町の公の施設は、海田町における使用形態等を考慮して用途を定め、広島市に引き継ぐものとする。 |
| 議題10 | 議会の議員の定数及び任期の取扱い | 議会の議員の定数及び任期の取扱いについては、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第6条第2項及び第3項並びに同条第5項及び第6項の規定に基づき、広島市議会議員の残任期間に相当する期間及び合併後最初に行われる一般選挙により選出される広島市議会議員の任期に相当する期間、広島市議会議員の定数を増加し、旧海田町の区域を区域とする選挙区を設け、増員選挙を行うものとする。 |
| 議題11 | 合併後における旧海田町議会議員の取扱い | 合併後における旧海田町議会議員の取扱いについては、広島市及び海田町の長が別に協議して定めるものとする。 |
| 議題12 | 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い | (1) 海田町農業委員会は、広島市農業委員会に統合するものとする。 (2) 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについては、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項の規定に基づき、海田町農業委員会の選挙による委員で広島市農業委員会の委員の被選挙権を有することとなるものについて、選挙による委員として引き続き在任することができる者の数を1人とし、広島市農業委員会の委員の残任期間に相当する期間、広島市農業委員会の委員として引き続き在任するものとする。 |
| 議題13 | 合併後における旧海田町の特別職等の職員の取扱い | 合併後における旧海田町の常勤の特別職の職員及び教育長の取扱いについては、広島市及び海田町の長が別に協議して定めるものとする。 |
| 議題14 | 一般職職員の身分の取扱い | (1) 海田町の定数内の職員は、すべて広島市の職員として引き継ぐものとする。 (2) 職員の任免、給与その他の身分取扱いに関しては、広島市の職員との均衡を失しないよう公正に取り扱うものとする。 (3) 合併に伴い退職する旧海田町の職員の退職手当については、優遇措置を講ずるものとする。 (4) 前3号の取扱いについての細目は、広島市及び海田町の長が別に協議して定めるものとする。 |
| 議題15 | 行政機関の取扱い | (1) 海田町の区域内に、安芸区役所の連絡所を置くものとする。 (2) 海田町に置かれている附属機関については、特別の措置を講じないこととする。ただし、合併後、広島市における附属機関の組織を構成するに当たっては、旧海田町の実情を考慮し、必要に応じて適切な措置を講ずるものとする。 |

合併までの想定スケジュール

